

平成30年第6回玉名市農業委員会総会議事録

平成30年6月5日（火）午後2時 玉名市民会館 会議室

1. 本日の出席委員は、次のとおりである。

1番	永田 知博	2番	鶴田 克士	3番	清田 順次	5番	赤松 繁之
6番	横手 良弘	7番	井上 清晴	8番	松本 恒幸	9番	荒木 享二
10番	竹下 宏介	11番	浦谷 幸司	12番	志水 武保	13番	森川 正志
14番	下川 安	15番	平野 忠臣	16番	野澤 博幸	17番	高根 政明
18番	取本 一則	19番	中嶋 昭二	20番	斎藤 潔公	21番	田上 一
22番	小山久仁江	23番	中島 浩輔	24番	徳井 勝美	25番	田上 敏正
26番	高田 優子	27番	寺井 廣喜	28番	宇佐 勝則	29番	今上 公男
30番	平本 博	31番	永田 眞一	32番	出口 京子	33番	井本 義和
34番	尾池 秀實	35番	中村 亘	36番	丸山 陽治	37番	堀田 昌子
38番	村端 一弘						

1. 本日の欠席委員は、次のとおりである。

4番 西畠めぐみ

1. 傍聴者数は、次のとおりである。

0名

1. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

次長 小山 博 係長 竹森 明德
参事 松倉 司 主査 渡邊 布由紀 主任 大原 三和

1. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0名

議 題

第30号 農地法第3条の規定による許可申請について
第31号 事業計画変更承認申請について（5条許可後）
第32号 農地の転用許可申請について（4条許可分）
第33号 農地の転用許可申請について（5条許可分）
第34号 農用地利用集積計画の決定について

報 告

第17号 農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について（18条）
第18号 農地の形状変更届について

1. 開 会

○事務局次長（小山 博君） それでは、定刻になりました。皆さん、こんにちは。

今日は、昨日開会しました6月議会対応のほうに農業委員会事務局長がその対応で出向いておりますので、私、事務局次長が今日代わりまして事務局説明等、対応させていただきますので、よろしくお願いします。

それでは、定刻となりましたので始めさせていただきます。

本日は委員総数38名のうち、4番、西島委員から欠席の届けがあっておりますので、37名の御出席でございます。

玉名市農業委員会会議規則第6条の規定により会議は成立しておりますので、ただいまから平成30年第6回玉名市農業委員会総会を開会いたします。

-----○-----

2. 会長挨拶

○事務局次長（小山 博君） まず、永田会長より御挨拶をいただきまして、引き続き会議規則第4条の規定により議長をお願いし、議事の進行をお願いいたします。

○会長（永田知博君） 皆様、こんにちは。きょうは相当雨が降りだしまして、本格的な梅雨の入りかと思われております。このような足元の悪いなかにお集まりいただきまして、本当にありがとうございます。先日、30、31、1日と全国農業委員会会長会議が東京で行われましたけども、その後事務局長との研修なども組まれておりまして、県下から局長含めまして80名弱参加いたしました。東京のほうでいろいろと会議を重ねてまいりました。また、いろいろ勉強してきたことを皆さんにお知らせしてつないでいきたいと思っておりますけども、今日はこのあと議案が山積しておりますのでこのぐらいにしておきますけれども、どうぞまたいろいろとよろしくお話ししたいと思っております。

-----○-----

3. 議事録署名委員指名

○議長（永田知博君） それでは、早速でございますけれども、議事に入りたいと思っております。

本日の議案は、議第30号より議第34号までの166件と報告第17号より18号までの27件が提案されております。慎重なる御審議よろしくお願いを申し上げます。

また、本日の議事録の署名委員は、36番、丸山委員と37番、堀田委員をお願いいたします。

-----○-----

4. 議 事

○議長（永田知博君） それでは、議第30号、農地法第3条、農地の所有権移転及び使用収益権設定許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局次長（小山 博君） それでは、議案1ページをお願いいたします。

議第30号、農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の所有権移転及び使用収益権設定許可申請について許可するものとする。平成30年6月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、山田と中の申請人で、石貫の畑633㎡外3筆、計2,516㎡を相手方の要望と経営拡張により売買により所有権移転するものです。

2番、滑石の申請人で、滑石の田701㎡を贈与により所有権移転するものです。

3番、滑石と大浜町の申請人で、滑石の畑395㎡外2筆、計1,623㎡を相手方の要望と経営拡張により賃貸借権を結ぶものです。

2ページをお願いいたします。

4番、滑石と大浜町の申請人で、滑石の田314㎡を相手方の要望と経営拡張により賃貸借権を結ぶものです。

5番、長崎県壱岐市と大浜町の申請人で、大浜町の田2,013㎡外7筆、計17,512㎡を債務整理と経営拡張により売買するものです。

6番、伊倉の申請人で、伊倉の畑2,669㎡外4筆、計6,168㎡を相手方の要望と規模拡大により使用貸借権を結ぶものです。

7番、滑石と田崎の申請人で、伊倉の田1,710㎡を相手方の要望と経営拡張により売買するものです。

3ページをお願いします。

8番、築地と山部田の申請人で、玉名の田373㎡外1筆、計1,035㎡を労力不足と経営拡張により売買するものです。

9番、天水町と岱明町の申請人で、天水町の畑583㎡外3筆、計3,648㎡を労力不足と経営拡張により売買するものです。

10番、岱明町の申請人で、岱明町の田1,914㎡を相手方の要望と規模拡大により売買するものです。

11番、横島町の申請人で、横島町の田561㎡を農業廃止と隣接地取得により売買するものです。

12番、横島町と熊本市の申請人で、横島町の田2,406㎡外3筆、計9,202㎡を労力不足と経営拡張により売買するものです。

4ページをお願いいたします。

13番、天水町の申請人で、天水町の畑201㎡外1筆、計704㎡を子へ贈与するものです。

14番、天水町の申請人で、天水町の畑585㎡外1筆、計1,170㎡を孫へ贈与するものです。

15番、荒尾市と天水町の申請人で、天水町の畑870㎡を相手方の要望と経営拡張により売買するものです。

以上15件、合計49,648㎡につきまして、農地法第3条第2項、各号の禁止規定から申請内容を審査し、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係も問題がないこと、下限面積要件も超えていることから、許可要件の全てを満たしているものと判断し、御提案しております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございます。

事務局の説明が終わりました。

受付番号1番より順次担当委員の説明をお願いいたします。

1番、どうぞ。

○3番（清田順次君） はい、1番の案件について御説明を申し上げます。3番、清田でございます。

譲渡人は相手方の要望というふうなことでございます。譲受人は経営拡張というふうなことで、柑橘類の作付けを計画ということで、下限面積・農機具等、何ら問題もないというふうなことで、許可相当でございます。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、2番、どうぞ。

○7番（井上清晴君） 7番、井上です。

譲渡人と譲受人は他人でありまして、譲渡人は高齢で94歳ということで、息子さんは遠方において、誰かに贈与したいということで、ようやく譲受人が見つかって贈与になったわけでありまして、下限面積も満たしておりますので、許可相当と思えます。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

今、説明中でございますので、私語はお慎みください。よろしくをお願いいたします。

それでは、3番、どうぞ。

○9番（荒木享二君） 9番、荒木です。3番の件について説明します。

貸人は相手方の要望と、借人は経営拡張のために、何ら問題ないと思います。

4番も続けて説明させていただきます。

4番も3番の件と同じで、相手方の要望と経営拡張のために、何ら問題ないと思います。

次、5番も続けて説明させていただきます。

5番は、譲渡人は債務整理で、譲受人は経営拡張のために何ら問題ないと思います。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、6番、お願いします。

○11番（浦谷幸司君） 11番、浦谷です。6番の件について説明いたします。

使用貸人は88歳という高齢で、息子さんがおられまして、息子さんが後を継いでやっておられましたけれども、水田だけは息子さん何とかできるけれども、畑のほうは任せないということで、一緒に手伝っておられました使用借人の弟さんですけれども、この方が本格的に畑のほうをあずかってやっていくということで、一応下限面積ゼロという形になっておりますが、面積が6反からありますので、一応規模拡大ということで申請がでておりますので、何ら問題ないということで報告いたします。

よろしくお願いします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、7番をお願いいたします。

○12番（志水武保君） 12番、志水です。

この件につきましても相手方の要望と規模拡大ということで、何ら問題ないと思います。

よろしくお願いします。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、8番をお願いいたします。

○14番（下川 安君） 14番の下川です。8番について説明をします。

譲渡人は労力不足ということ、譲受人は経営拡張による所有権移転という申請があがってます。場所は、新玉名駅近くのグッデイの裏側の農振内の農地です。許可後は水稻をつくるという計画となっております。下限面積もクリアしておりますし、機械の所有状況等々、申請は問題ないのかなというふうに思います。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、9番、お願いします。

○22番（小山久仁江君） 22番、小山です。9番の案件について説明します。

譲渡人は労力不足、譲受人は経営拡張ということで、下限面積も問題なく、許可相当と判断します。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、10番、お願いします。

○23番（中島浩輔君） 23番、中島です。

譲渡人と譲受人は、この案件の土地の隣同士の所有であり、譲受人が以前、30年近くぐらい前、道路と同じ高さに地盛りをして宅地を建てられたので、譲渡人の土地が日照不足とか水はけが悪かったりとか、いろいろ長年御迷惑をかけたということもありまして、売買という形で、金額がちょっとはってますけど、そのへんをちょっと含めてあるのかなと思って、相手方の要望・規模拡大ということで、何ら問題ないと思います。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございます。

それでは、11番、お願いします。

○29番（今上公男君） 29番、今上です。11番の案件について説明します。

譲渡人は農業廃止、譲受人は隣接地取得ということで、認定農家でもありまして、下限面積も満たしており、許可相当と判断します。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、12番、お願いします。

○30番（平本 博君） 30番、平本です。12番の案件について説明します。

譲渡人は労力不足、譲受人は経営拡張、下限面積も満たしており、許可相当と
思います。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、13番、お願いします。

○31番（永田眞一君） 31番、永田です。13番の案件について説明いたします。

譲渡人と譲受人は親子関係で、親から子への贈与です。何ら問題なく許可相当と
思います。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、14番、お願いいたします。

○33番（井本義和君） 33番、井本です。

この件は孫への贈与ということでございます。何ら問題ないと思います。

15番も説明します。

15番の方も売られる方がもと立花という部落の出身の人で、こちらの買い手の方は、水田が隣同士にあって、機械があまり入らないから、もし売るときはお願いしますという形で話がついたそうです。この方は、その荒尾に行かれてる方が、両親が他界して、こっちは結婚して荒尾のほうに行っておられるので、誰も住んでいないので、もう作る人がいないのでよければ買って下さいという形で話がついたそうです。何ら問題ないと思います。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま担当委員の説明が終わりました。

1番から15番まで、何か御意見、御質問はございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

○18番（取本一則君） 18番、取本ですが、13番と14番の子へ贈与と孫への贈与を聞きたいんですけど、2番のほうも贈与なんですが、経営面積を2つ書いてあるんですけど、13番と14番は、これは住所がおられて、同一世帯だからこういう書き方をされたのかと思いますけど、譲渡人のお母さんが、704㎡子どもさんに贈与されるということだけど、この9,254㎡というのは、子どもさんの経営面積かお母さんのか、それともお母さんと子どもさんの合算した面積なのか、二段書きしてないもんですから、お母さんが5,000㎡ぐらい持つとって704㎡だけ子にやんなはっとか、そこらあたりちょっとわからなかったもんですから、13番と14番の二段書きしてなかった面積のことについて伺います。

事務局、お願いします。

○議長（永田知博君） はい、事務局より答弁をお願いします。

○主査（渡邊布由紀君） はい、事務局の渡邊です。今の質問に回答をさせていただきます。

まず、13番、14番のこの一緒になってる面積というのは、農家でみてるので合算した面積になっています。なので13番からいくと譲渡人全員の合算の面積ですので、今回704㎡も9,254㎡の中に含まれていることになります。

○18番（取本一則君） だから、お母さんはどしこ持つとなはってから、お母さん名義もあるわけね。

○主査（渡邊布由紀君） はい、そうです。

○18番（取本一則君） その中から700㎡、お母さんはまだ残があるわけ。

- 主査（渡邊布由紀君） 今回はお母さんはこの2筆のみです。
- 18番（取本一則君） 1筆のみ。
- 主査（渡邊布由紀君） 2筆ですね。
- 18番（取本一則君） 2筆のみ。そすとお母さんはゼロになるわけね。
- 主査（渡邊布由紀君） はい、そうです。お母さんの名義はゼロですけれども。
- 18番（取本一則君） そすとそんならその下のほうの1,170㎡は、これもばあちゃんの面積がこの2筆で1,170㎡しかないわけ。
- 主査（渡邊布由紀君） ちょっとお待ちください。
- 18番（取本一則君） 聞かんとわからんもんだけね。二段書きにしてあつとしゃがね。
- 主査（渡邊布由紀君） そのとおりです。おばあさんの所有の分はこの2筆になります。
- 18番（取本一則君） そすともうどちらもゼロになんかはるわけね。
- 主査（渡邊布由紀君） はい、そうです。
- 18番（取本一則君） はい、わかりました。
- 議長（永田知博君） はい、ほかにはございませんでしょうか。

ほかに御質問、御意見ないようでございますので、採決に移ります。

議第30号、農地法第3条、農地の所有権移転及び使用収益権設定許可申請については、原案どおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

- 議長（永田知博君） はい、ありがとうございます。
- 異議がないものと認め、議第30号については許可することに決定いたしました。
- 次に、議第31号、農地法第5条、農地転用許可後の事業計画変更承認申請についてを議題といたします。
- 事務局より説明をお願いいたします。

- 事務局次長（小山 博君） 5ページをお願いいたします。

議第31号、農地転用許可後の事業計画変更承認申請について。農地法第5条第1項の規定による農地転用許可後の下記農地の事業計画変更承認申請について意見決定するものとする。平成30年6月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、申請物件が岩崎の畑479㎡で、個人住宅の転用目的であったところ、共同住宅1棟の建設に計画変更することと、次の議第33号1番と関連がございます。

2番、申請物件が滑石の田651㎡で、当初とも個人住宅及び事務所兼倉庫としての転用目的であったところ、今回、承継者が個人住宅及び貸露天資材置場に変更するというもので、次の議第33号6番と関連がございます。

以上2件、合計1,130㎡を御提案しております。

去る6月1日に地元委員同道の上、現地調査を行っております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。

受付番号1番より、順次担当委員の説明をお願いいたします。

1番、どうぞ。

○5番（赤松繁之君） 5番、赤松です。1番の案件について説明いたします。

1番の案件は、議案書に書いてあるとおり、平成元年5月11日に許可があったもので、その後、資金面の折り合いがつかず今回の変更となったもので、場所は玉名町小学校のグラウンドの西側で、岩崎公民館の西隣です。グラウンドと公民館の間には市道が通っていて、建物は軽量鉄骨2階建てで、1LDKが4戸と2LDK2戸で合計6戸だそうです。それに駐車スペースが7、8台分確保、給排水は公共の上下水道を利用し、雨水は雨水枡を設けて市道側溝へ放流ということで、周りに農地もなく、現地調査の結果、許可相当と思われます。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、2番、お願いします。

○2番（鶴田克士君） 2番の鶴田です。2番の案件についてお答えいたします。

これにも書いてありますように、平成26年7月に承認をいただいておりますが、承認をいただいていたときには、2分の1の土地の試算でございましたけれども、その後協議離婚されまして工事が進まずにおりまして、最近財産分与が協議が整いまして、奥さんが子どもを3人引き取って実家で両親と暮らしているそうです。ところが、子どもも大きくなるし家を建てたいということで、ここを財産分与として土地をいただかれまして家を建てるとということで、次の33号の6番に関連しておりますので、続けて説明をいたします。

そこに奥さんが家を建てるとということで、場所的には501号線の新大橋から北西のほうに4、500mぐらいの土地でございます。そこは北と西は道路が通っております、東は畑でございます。南側は排水路が通っております。そこに家を建てるとということで、取水は市の水道を活用するというので、汚水は、雨水は浸透により処理し、処理しきれないものに対しては浸透枡を付けて、浄化のうえ北側の

側溝に排水するというごさいます。生活雑排水及び汚水は合併槽を利用して、処理を北側の側溝に排水するというごさいます。地盛りは全然せんで道とかわらないような状態でごさいますので、土砂の流出はないと思ひます。灌水を万が一被害が生じた場合には、業者が自己の責任において補償するとともに、万全の防除策を講じるというごさいます。滑石の委員さんと現地調査をいたした結果、妥当と判断いたしますのでよろしくお願ひいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

担当委員の説明が終わりました。何か御意見、御質問はございませんでしょうか。
はい、どうぞ。

○18番（取本一則君） 事務局、よかね。今のは31号の議案の審議でしようが。それば今、33号をずら一って言いなつたたいな。そらね、33号に関連してありますので、33号のほうでまた詳しいことを説明しますというごたふうでうっとめときゃよかつた。事務局は止めなんたいそがんときは。

○2番（鶴田克士君） もうあとで言うよりも関連してまsので。

○18番（取本一則君） そがんこたでけんですたい。そんなら前のとき後ろんとばいっぺん全部言うときよかつたけん、そがんこつするけんけんもん。なあなあでやっていくけん。ちゃんとこれ録音されとつただけんね。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうも申し訳ありません。実際は31号をただいま審議中のごさいましたので、まず、31号の1番と2番の説明を終えたということで、御意見、御質問を伺っております。

今、取本委員のほうから御質疑ありましたのは、本当にちょっと勇み足的なところもありましたけれども、今後そのようなことのないように注意いたします。

それでは、ほかに御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御質問もないようでごさいますので、採決に移ります。

議第31号、農地法第5条、農地転用許可後の事業計画変更承認申請について、原案どおり承認することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第31号は承認することに決定しました。

次に、議第32号、農地法第4条、農地の転用許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局次長（小山 博君） 6ページをお願いいたします。

議第32号、農地の転用許可申請について。農地法第4条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平成30年6月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、申請物件が松木の田475㎡外1筆、1,158㎡で、転用目的は共同住宅2棟としての申請です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断しております。

以上1件、合計1,158㎡につきまして、申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案しております。去る、6月1日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。

担当委員の説明をお願いいたします。

1番、どうぞ。

○5番（赤松繁之君） はい、5番、赤松です。1番について説明いたします。

申請人は自分の土地に共同住宅2棟を建てるための申請で、場所は、松木の九州電力玉名変電所の東側、菊池川の堤防の北側ですね。九州プラスチック工業の大体南南東100mぐらいのところですよ。西側と北側を市道が通り、東側は農地で南側は排水路があります。周りをL型擁壁で囲み、盛土をして北側市道と同じ高さにするという事です。建物は木造2階建て2棟で、12世帯分の駐車スペースが21台分です。給排水は公共の上下水道を利用し、雨水は雨水桝を設けて市道側溝へ接続放流、建物は農地より、遠いところの内側に造るということで、農地側には駐車スペースを設けるということで、現地調査の結果、許可相当と思われます。

なお、南側の排水路のほうには危険防止のためにフェンスを設置するという事です。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

担当委員の説明が終わりました。御意見、御質問などはございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。

議第32号、農地法第4条、農地の転用許可申請について、原案どおり承認することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第32号は承認することに決定しました。

次に、議第33号、農地法第5条、農地転用許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局次長（小山 博君） 7ページをお願いいたします。

議第33号、農地の転用許可申請について。農地法第5条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平成30年6月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、申請物件が岩崎の畑479㎡で、転用目的は共同住宅1棟としての申請です。先ほどの議第31号1番と関連がございます。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で第3種農地と判断しております。

2番、申請物件が六田の田184㎡外1筆、286㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で第3種農地と判断しております。

3番、申請物件が築地の田206㎡で、転用目的が個人住宅です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で第3種農地と判断しております。

8ページをお願いいたします。

4番、申請物件が築地の畑85㎡で、転用目的が駐車場です。農地区分は、都市計画法に規定する用途区域内の農地で第3種農地と判断しております。

5番、申請物件が山田の畑109㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、都市計画法に規定する用途区域内の農地で第3種農地と判断しております。

6番、申請物件が滑石の田651㎡で、転用目的は個人住宅及び貸露天資材置場です。先ほどの議第31号2番と関連がございます。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

7番、申請物件が滑石の畑200㎡で、転用目的は個人住宅としての申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

9ページをお願いいたします。

8番、申請物件が寺田の畑359㎡で、転用目的は資材置場としての申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

9番、申請物件が大倉の畑962㎡外3筆、計2,366㎡で、転用目的は太陽光発電施設です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農

地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断をしております。

10番、申請物件が石貫の畑516㎡外1筆、計532㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

11番、申請物件が富尾の田499㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

12番、申請物件が横島町横島の田65㎡で、転用目的は駐車場です。農地区分はおおむね10ha以上の一団の農地内に所在する農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可となるところですが、申請地の周辺において居住するものの日常生活上、業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものとして例外的に許可可能とするものです。

以上12件、合計5,837㎡につきまして、申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合がないものと判断し、御提案しております。

去る6月1日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。受付番号1番より順次担当委員の説明をお願いいたします。

なお、12番につきましては、始末書が提出されておりますので、担当委員の説明の前に事務局より始末書を読み上げます。

それでは、1番からどうぞ。

○5番（赤松繁之君） はい、5番、赤松です。1番の案件は、先ほど説明しましたけどももう一回読んだほうがいいですかね。玉名町小のグラウンドの西側で、公民館のすぐそばということですね。軽量鉄骨の2階建ての共同住宅を建設の予定ということです。給排水は公共の上下水道で、雨水は雨水枡を設けて市道側溝へ放流ということです。現地調査の結果、何ら問題なく許可相当と思います。

続きまして、2番の案件について。

申請人はアパート住まいで、今回、父親の実家の近くに1戸建ての住宅をとの思いで申請です。場所は鮮ど市場玉名店の南側7、80mぐらいのところ、都市計画区域内の農地で、東側を市道が通り、ほかは農地です。周囲をブロックで囲み80cmぐらい盛土をします。建物は木造平屋建てで、駐車場は3台分です。給排水は公共上下水道を利用し、雨水は雨水枡を設け道路側溝へ放流、周囲の農地にも十

分配慮するとのことで、現地調査の結果、許可相当と思います。

続きまして、3番の案件、申請人は、借家住まいで、今回母親と同居するための自己専用住宅を建設するための申請です。場所は、築山小学校の南側200mぐらいのところ、北と西側を市道が通り、東と南側は住宅で、特に造成をすることもなく、土砂の流出を防ぐためのブロックで囲むだけだそうです。建物は木造2階建てで、給排水は公共上下水道を利用し、雨水は雨水枡を設けて側溝へ放流、周りに農地はなく、現地調査の結果、許可相当と思います。

続きまして、4番の案件、申請人は、同地域でお寺と保育園を経営しておりますが、経営の多角化を考えて、今回、3台分の駐車場を経営するための申請です。場所は、ナフコ玉名店の北側100mぐらいのところ、南と西側は住宅、北と東側は申請人の所有地で、南側は住宅と申請人の所有地の間には入り込み通路があり、駐車場への出入りはこれを利用するそうです。駐車場は境にブロックを設け砂利敷きにし、駐車場なので給排水は関係なく、雨水は自然浸透だそうです、現地調査の結果、許可相当と思います。

続きまして、5番に入ります。

申請人は、市内のアパート住まいで、子どもが4人いて手狭になり、個人住宅を建設するための申請だそうです。事業面積は280.6㎡で、内109㎡が転用面積だそうです。あとは宅地だったそうです。場所は、築山小学校から東へ200mぐらいのところ、スーパーロッキー玉名中央店の南東20mぐらいのところ、北と南側を市道、西側を里道が通り、東側は住宅です。土地が南下がりの傾斜地になっているために、南側にコンクリート壁を設置し、盛土をして土砂の流出を防ぐそうです。建物は木造2階建てで、駐車場が2台分のスペースをとるそうです。給排水は公共の上下水道を利用し、雨水は雨水枡を設けて北側道路側溝へ接続、放流だそうです。現地調査の結果、許可相当と思います。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

1番から5番までお疲れさまでした。

それでは、6番、お願いいたします。

○2番（鶴田克士君） 先ほど先走って失礼しました。6番の案件について再度御説明申し上げます。

先ほど協議離婚されまして、財産分与が整ったということで、奥さんが2分の1、御主人が2分の1ということで、奥さんがその土地を所有されるようになりまして、両親と共に生活されておりましたが、家が狭くなったということで、じゃあその土地に家を建てたいということで申請されております。先ほど言いましたように、

場所的には501号線の大浜の橋より北西の方向に4、500mぐらいの場所でございます。

その道路状況といたしましては、北・西は市道が通っておりまして、南側は排水路になっております。東側は畑でございます。そこに土地がちょっと広く650㎡てしてありますけれども、奥さんのお父さんが大工さんということで、資材置場に利用するというところでございまして、前回は許可を得ているということでございますので、面積の問題はないかと思われまして。

7番は、今言った場所より4、50mぐらいのところでございます。道路状況といたしましては、北・東・南が道路でございます。西側が畑ということでございまして、おじさんと同居しておりましたところ、家を建てたいということでおじさんの土地がそこに、それがおじさんの土地だったということで、おじさんの土地に家を建てるということでございます。用水は水道市水を使われるということでございます。雨水、地下浸透により処理された分に関しては、水道課の許可のうえ、北側の側溝に排水いたしますということでございます。生活排水及び汚水は合併浄化槽を利用して、北側のほうに排出するというところでございます。

近所にも迷惑がかからないようでございますので、許可相当と判断いたしました。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、8番、お願いします。

○13番（森川正志君） 13番、森川です。この案件について説明します。

譲渡人を2人出してありますけれども、大体この方が親父さんが亡くなられて、もう誰もそこをみる者がいなくなって、今回の譲りたいということで、やっと見つかったのが今回の譲受人さんなんです。基礎工事をこれからやるということで、採石とか砂利、パネルなどの資材を置く場所にするということで、東側の里道を挟んで、蓋のない側溝は通っておりますので、雨水なんかはそちらのほうに流すということです。

続きまして、9番の案件ですけれども、これは太陽光発電施設で売電ということです。ここの土地が現地を見ましたところ、とにかく急な斜面なんです。それで、そこには北のほうに、これもまた区の道路が通っておりますけれども、そこにまた土砂が流れ込まないように、砂防柵を両サイドに2個ずつ絶対付けてくれという要望を出しております。それが「はい」ということでしたので、これも許可相当だと思います。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、10番、11番は同一委員さんでございますので、続けてお願いいたします。

○18番（取本一則君） はい、18番、取本です。

申請者は現在、玉名市の現在この申請地から車で5分ぐらいのところのアパートに親子4人で暮らしておられますが、子どもさんも少し大きくなって、今のアパートではちょっと手狭ということで、ここの石貫の土地を取得される予定でございます。

現在は北側については既に宅地になっておりまして、宅地との境界で構造物が入っております。東側と南側はずっと裏に里道が入っております、そこにも構造物がずっと入っております。西側につきましては、前面が玉名市の市道の道路でございます、その道路には上水道が埋設されておりまして、この宅地が現在、この市道の面よりも少し高いぐらいで、この土地の造成はあんまり必要ないということでございます。

給水につきましては、その上水道からとりまして、家庭内雑排水につきましては合併浄化槽で処理し、前面の市道の側溝に排出すると、流すということで、現地確認を行いました、何ら問題なく許可相当と判断いたしております。

次の11番でございますが、この土地につきましては、現在、申請人は玉東に住んでおりますけど、その奥さんがこの石貫の富尾、奥さんのお母さんが富尾出身でございます、そのお母さんの土地をこの人が譲り受ける、旦那さんが譲り受けるということでの申請でございます。

北側につきましては、前面が市道敷きでございます、東と南と北が農地に囲まれております。市道の反対側には大きい排水路が、小岱山の酪農団地のほうから流れてきております大きい三方張りの水路が大きく流れておりまして、そういう状態のところなんです。ここにつきましては、実際の宅地、この申請地の土地と隣との境界からは、1m弱ぐらいに逃げまして、隣に迷惑がかからないように境界をちょっと下げて造成をするということのようでございます。全部三方張りで擁壁で囲みまして、現在の前面の北側の市道よりも50cmぐらい盛土して、隣接の農地には土砂が流出しないような処置をするということでございます。建物につきましては平屋建てでございます、前面の給水につきましては、前面に市道に上水道が入っておりますので、そこから引き込みをして造る。また、雑排水については、合併処理浄化槽を設置しまして、市道を横断しまして前面の水路に放流するというところでございます。先ほども言いましたけど、周りの農地のほうには、そういう土砂等が入らないような構造物でおさえて、雨水については全面に、全部に地下浸透柵を付けて処

理するということで、これにつきましても現地調査を行いましたけど、何の問題なく許可相当と判断しております。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、ここで12番につきましては、担当委員の説明の前に事務局より始末書を読み上げますので、よろしくお願いいたします。

○参事（松倉 司君） — 12番の案件について始末書朗読 —

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、12番、お願いいたします。

○28番（宇佐勝則君） 28番、宇佐です。12番の件について説明します。

申請人は個人住宅用駐車場ということです。住宅の西側に車3台の駐車場を造られておられます。周りをブロックで設置して、土砂の流出がないようにされております。そこに山砂を盛り、雨水は自然浸透、現地調査の上、問題なく、許可相当と思えます。

終わります。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま1番から12番まで説明が終わりました。

何か御意見、御質問などはございませんか。

はい、どうぞ。

○3番（清田順次君） ちょっと4番の案件で御質問をいたしますが、介在畑となつるということは、1回これは農地転用かなんか出るとということですか。

○議長（永田知博君） 事務局、どうぞ。

○参事（松倉 司君） 事務局の松倉です。今の御意見のとおり介在畑となっております。もしかしたら農地転用がでていないかというところで私もちょっとお調べしたんですけども、ちょっと古いものじゃないかと思って、ちょっと見つけきらなかったというのが現状で、可能性はあるかもしれないということです。

○3番（清田順次君） この場合、事業変更承認というふうなのは必要なかですか。

○参事（松倉 司君） 委員の御意見のとおり、それが許可が確認ができたら事業計画変更申請ですかね、それも一緒に出してもらおうということになります。

○3番（清田順次君） ならわからんならこのままでよかと。

○参事（松倉 司君） そこはちょっと。

○3番（清田順次君） よかとかい。よかとか悪かとかで聞きよっただけの話。

○参事（松倉 司君） そうですね、確認しなければわかりません。

○3番（清田順次君） しょんなかと。

- 参事（松倉 司君） しょうがないともちょっと言えないんですけど。
- 議長（永田知博君） これは現在、現況は畑に変更してあつとだろ。
- 3番（清田順次君） 介在畑だけね、1回出とつとだろうとは思う。
- 議長（永田知博君） 清田委員それでよかですか、今の。
- 3番（清田順次君） そらあ本来なら事業変更届ば出さにかいかんとでしようたい。
そつでよかつてすかて聞きよつとだけん。ただそがしこです。
- 議長（永田知博君） 事務局は今のに対して今後何か対応の策かなんか。
- 参事（松倉 司君） お調べして確認をします。
- 議長（永田知博君） 確認してお知らせしますのでよろしいですか。
- 3番（清田順次君） それで審査ば今日すつとでつしよたいて。そがんとはさるつと。
変更承認が必要じゃなかとて言いよつたい。それば承認が出とらんとになら審議ば
すつとすかて言いよつとだけん。必要ならば変更承認が申請を出さにかいかんと
でしようと言ひよつとだけん私は。ただそがしこです。だけん何も問題なかっていう
なら、出されんていうならよかと、もう出らんていうなら、出さんでよかていうな
ら。
- 18番（取本一則君） ちょっといいですか。
- 議長（永田知博君） はい、どうぞ。
- 18番（取本一則君） この現況は宅地みたいになつとるわけ、事務局。現況は宅地
みたいになつとるわけ。これも疑問。
- 参事（松倉 司君） 現況は周りがもう。
- 18番（取本一則君） この土地だ。
- 参事（松倉 司君） 土地がですね、畑て書いてありますけども。
- 18番（取本一則君） 現況だ現況だ。
- 参事（松倉 司君） 見た感じは近いです。
- 18番（取本一則君） それで、今、委員さんが言うとなつとは、そがん状態にな
つとつて、介在田のごたつふうになつて、介在田ていうのは現況宅地並み課税かな
んかになつとつとね。
- 参事（松倉 司君） はい、なつております。
- 18番（取本一則君） なつとる。なら転用の出とる可能性はあつたいな。
- 参事（松倉 司君） はい。私も調べられるだけ調べたんですけど、ちょっと見つけ
きらなかつたというのは、もうちょっと調べ足りないところもあるかもしれないで
すけども。
- 18番（取本一則君） 委員さんが言いよんなつとは、してあんならね、事業計画変
更ばしてからね、こっちに上げるとが普通じゃなかるかて言いよんなつとだけんが。

俺もあんまきつかことは言おうごんなかばってんたい、これだけ1件ね、保留しとって、来月のね、7月の委員会にね、その間1カ月間見つけてたい。すみません、手を挙げていますからいいます。この申請を持ってこられたのは代書人かなんかね。

○参事（松倉 司君） はい、代書人さんです。

○18番（取本一則君） 代書人の人だけん、この本人さんがいつか出したつは知っとなんて思うとよね。この土地持ちが、もしも申請を出しとんなはんなら。その20年も30年も前ならね、わからんかもしれんばってん、10年か何年か前ぐらいならね。

○参事（松倉 司君） 平成元年にできた耕作台帳、農地台帳を見たんですけども、そこにも載ってなくですね。

○18番（取本一則君） 元年がなかった。

○議長（永田知博君） ちょっと現地確認された赤松氏のほうから発言があります。

○5番（赤松繁之君） 現地確認した結果、大体畑じゃあるけど竹が植わって、なんですかね、原野ごたる形になりよるごたつ状態なんですよ。だけんそれば今、その竹の生えとるままじゃいかんけんていうことで、ユンボで押しならしてあつたけんが、なんかどっちかていうと宅地んごた形に見えるばってんが、状況としてはそういう状況でした

○議長（永田知博君） それでは、今の件につきまして、4番につきましては、再度調査して、次回の総会の席で説明をいたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、議第33号、農地法第5条、農地の転用許可申請について。この4番、これは一応次回の総会の時点で説明をするということで、異議がない方は挙手をお願いいたします。

（なしの声）

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第33号については、原案どおり決定いたしました。

それでは、次に、議第34号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局次長（小山 博君） 11ページをお願いいたします。

議第34号、農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、次のとおり決定する。平成30年6月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

次の12ページから13ページの総括表、14ページから25ページまでの集計表のとおり、玉名市長より意見を求められております。今回は所有権移転が11

件、39,404㎡、利用権設定が126件、410,053㎡、合計137件、449,457㎡の集積で、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断し、御提案しております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

農用地利用集積計画の決定について、今、事務局からの説明が終わりました。何か皆さんより御意見、御質問などはございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、議第34号、農用地利用集積計画の決定について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第34号については、原案どおり決定いたしました。

-----○-----

4. 報 告

○議長（永田知博君） 次に、報告第17号、18号について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局次長（小山 博君） 26ページをお願いいたします。

報告第17号、農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について。農法第18条第6項の規定による合意解約及び農地使用貸借解約が成立した旨の通知を受理したので報告します。平成30年6月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

今回、26ページから32ページまでの24件、合計93,827㎡の解約通知を受理しております。

続きまして、33ページをお願いします。

報告第18号、農地の形状変更届について。下記農地の形状変更届がありましたので報告します。平成30年6月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

今回3件、合計3,166㎡の届出を受理しております。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま報告第17号、18号について事務局より説明がございました。皆さん、何か御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見も御質問もないようでございますので、本日予定してお

りました議案審議と報告を終わります。

-----○-----

4. その他

○議長（永田知博君） その他に移りますけれども、皆さんより何か御意見、御質問はございませんか。はい、どうぞ。

○3番（清田順次君） 3番、清田でございますが、先般の5月の総会時、違法転用とかそういうふうな問題の改善提案というふうな意味で提案をいたしました。その後、具体的な取り組みというふうな部分で事務局にお尋ねをいたしますが、進行状況はどのようになっていますか。お尋ねをお願いいたします。

○参事（松倉 司君） 事務局の松倉です。先月の総会で清田委員さんからの提案があった件ですけれども、総会后、税務課の固定資産税係のほうとお話をしようとしたんですけど、固定資産のほうはどうしても出てこないんですね、まだちょっと忙しいということで、今のところは話をまだしてない状態です。担当とちょっとお話を私もしたんですけども、システム的にできるかどうかとか、実際、今、登記地目が農地になっていて、課税地目が宅地になっているというやつあたりもどんなやつがあるかですね、1筆全部無断転用になっているやつと、部分的になっているやつで、どうしてもまだ見つけきれないやつもあるということ、そういう話をしたんですけども、まだ具体的な話はしてないという状況です。

以上です。

○3番（清田順次君） まだ何も進んどらんということね、基本的には。

○参事（松倉 司君） 正式な話は、はい、担当の間で話をしております。

○3番（清田順次君） わかりました。

○議長（永田知博君） はい、よろしいですか。

○3番（清田順次君） いいですよ。

○議長（永田知博君） ほかに何かございましたら。

-----○-----

5. 閉 会

○議長（永田知博君） それでは、慎重なる御審議まことにありがとうございました。

これをもちまして第6回農業委員会総会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

-----○-----

閉 会 午後3時15分

以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名捺印する。

平成30年6月5日

玉名市農業委員会会長 永田 知博

農 業 委 員 丸山 陽治

農 業 委 員 堀田 昌子